

越谷市制50周年



平成19年度

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越谷市情報公開センター

目 次

第1	はじめに	
1	情報公開制度について	1
2	個人情報保護制度について	2
第2	情報公開制度の実施状況	
1	公開請求の件数及び処理状況	3
2	非公開決定等の理由	5
3	公開請求の処理状況	5
	【参考】 公開請求の内容別件数	26
第3	個人情報保護制度の実施状況	
1	個人情報取扱事務の状況	28
2	保有個人情報の目的外利用等の状況	31
3	保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況	33
4	不開示決定等の理由	35
5	開示請求の処理状況	35
6	保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況	35
第4	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審査会	41
2	不服申立ての状況	41
3	審査会の開催状況	41
4	審査会答申	45
第5	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審議会	66
2	審議会の開催状況	66
3	審議会答申	68
資料		
	越谷市情報公開条例	69
	越谷市個人情報保護条例	78

第1 はじめに

1 情報公開制度について

情報公開制度とは、実施機関が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、次のとおりです。

- ・ 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ・ 議会
- ・ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター、財団法人越谷市施設管理公社

制度を利用できる方

どなたでも請求することができます。

請求から決定まで

情報公開センターの職員と相談し、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

2 個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、実施機関が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、情報公開制度と同じです。

制度を利用できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

請求から決定まで

開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談のうえ、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

開示・訂正等ができない場合

開示請求のあった個人情報は、開示することを原則としていますが、開示することにより第三者に不利益を与えるものなど、開示できない情報もあります。また、訂正等の場合も、事実と誤りがあると認められないときなどは、訂正等を行わないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成19年度の公開請求の件数は37件（平成18年度は32件）で、公開請求の対象となった公文書数は211文書（平成18年度は1,150文書）でした。なお、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含め、文書不存在等による非公開を除いた公開率は100%（平成18年度は100%）となっています。

また、請求者の区別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況 ()内は平成18年度

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	30	18	12	3	5	38
	(22)	(10)	(12)	(3)	(3)	(28)
教 育 委 員 会	3	0	1	1	2	4
	(3)	(1)	(3)	(0)	(0)	(4)
選 挙 管 理 委 員 会	1	0	1	0	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	1	0	1	0	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	2	2	2	0	0	4
	(5)	(0)	(5)	(0)	(0)	(5)
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0
	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(2)
越谷コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	37	20	17	4	7	48
	(32)	(12)	(21)	(3)	(3)	(39)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

()内は平成18年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	12 (16)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	5 (2)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	2 (0)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0 (0)
その他	18 (14)

表3 課別の処理状況

課名		処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市	広報広聴課	0	2	0	0	2
	市民課	0	0	0	1	1
	地域活動推進課	1	0	0	0	1
	環境保全課	2	1	1	1	5
	産業支援課	0	1	1	0	2
	農政課	1	1	0	0	2
	市街地整備課	3	0	0	0	3
	再開発課	0	1	0	1	2
	公園緑地課	0	1	0	0	1
	開発指導課	6	4	1	0	11
	建築住宅課	5	1	0	1	7
	消防本部予防課	0	0	0	1	1
小 計		18	12	3	5	38
教育委員会	総務課	0	0	0	1	1
	指導課	0	1	1	1	3
小 計		0	1	1	2	4
選挙管理委員会		0	1	0	0	1
農業委員会		0	1	0	0	1
議 会		2	2	0	0	4
合 計		20	17	4	7	48

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

()内は平成18年度

理 由	件 数
個人に関する情報(第7条第1号)	16 (16)
法人等に関する情報(第7条第2号)	10 (14)
国等との協力関係等に関する情報(第7条第3号)	0 (1)
公共の安全等に関する情報(第7条第4号)	3 (6)
審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	2 (1)
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	1 (0)
法令秘情報(第7条第7号)	2 (0)
存否不回答(第10条)	0 (0)
文書不存在	4 (3)
その他	0 (0)

1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求の処理状況

公開請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 公開請求の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
1	平成19年2月1日から平成19年3月31日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定(変更・廃止)申請書のうち、申請書及び道路位置図。ただし、印影を除く	その他	1	道路廃止申請書(平成19年3月30日第6号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く	公開			200円	40円	市長(建築住宅課)	19.4.27	
2	平成19年2月1日から平成19年3月31日までに工事が完了した非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅の都市計画法に基づく開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図。ただし、印影を除く	その他	2	1.道路位置指定申請書(平成19年3月30日第2号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く 2.道路廃止申請書(平成19年2月9日第5号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く	部分公開	第7条第1号	個人の電話番号	400円	70円	市長(建築住宅課)	19.4.27	
1.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月18日第5号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く	その他	11		公開			2,200円	350円	市長(開発指導課)	19.4.27	
2.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年9月11日第92号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
3.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年12月1日第127号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
4.	開発行為許可申請書(変更許可番号平成19年2月2日第127-1号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
5.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年11月13日第111号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
6.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月27日第190号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
7.	開発行為許可申請書(許可番号平成19年1月9日第140号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
8.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月28日第25号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
9.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月9日第166号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
10.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年12月19日第136号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
11.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月10日第197号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											

公開請求の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
3 19.5.15	平成19年4月1日現在において越谷市に現存する消防法施行令別表第1の防火対象物のうち、(4)、(5)、(6)、(13)イ、(16)、(16の2)及び(18)の名称、所在地番、建築面積(又は床面積・戸数)、高さ(又は階数)及び建築年月日(S56年以前か以降かでも可)の一覧並びにその所在地図	その他								市長 (予防課)		19.5.17 取下げ

公開請求の処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
4	19.6.4 汚染拡散防止計画完了報告書(西方2975-1)	市内在勤者	1	汚染処理(汚染拡散防止措置)完了報告書の受理について(同い)(平成18年2月3日決裁)	部分公開	・環境計量士の印影 ・法人の登記済印の印影 ・計量証明事業者の印影	0円	1,280円	市長(環境保全課)	19.6.18		
5	19.6.11 平成19年4月1日から平成19年5月31日までに工事が完了した非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅の都市計画法に基づく開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図。ただし、印影を除く	その他	7		公開		1,400円	220円	市長(開発指導課)	19.6.25		
<p>1. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月16日第51号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>2. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年12月20日第137号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>3. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年12月26日第139号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>4. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年3月22日第164号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>5. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年3月30日第171号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>6. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年3月9日第156号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>7. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年3月16日第161号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p>												
6	19.6.11 平成19年4月1日から平成19年5月31日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定(変更・廃止)申請書のうち、申請書及び道路位置図。ただし、印影を除く	その他	2	1. 道路位置指定申請書(平成19年5月11日第1号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く 2. 道路変更申請書(平成19年5月21日第2号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く	公開		400円	85円	市長(建築住宅課)	19.6.21		
7	19.6.12 平成19年4月1日から平成19年5月31日までの越谷市住居表示に関する条例に基づく建築物等新築届等に係る受付日(付定日)、町名、住居番号及び地番。ただし、氏名を除く	その他							市長(市民課)		19.6.12 取下げ	
8	19.6.18 越谷市教育委員会が管理する小中学校のプールに係る材質、大きさ(縦×横)、コース数及び建設(改修)年度	その他							教育委員会(総務課)		19.6.18 取下げ	

公開請求の処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考			
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金							
9 19.7.3	(仮称)御殿町公園用地の買収事業に関する経過がわかる書類	市内の個人	23		部分公開	第7条第1号 第2号 第6号 イ・オ		0円	1,985円	市長 (公園緑地課)	19.7.17	19.8.20 異議申立て			
	1. 御殿町ふれあい公園の用地取得に対する要望書について(報告)(平成14年4月5日決裁) 2. (仮称)御殿町公園用地の取得について(伺い)(平成16年2月2日決裁) 3. 土地鑑定評価の発注について(伺い)(平成16年2月26日決裁) 4. 土地鑑定評価額について(報告)(平成16年3月24日決裁) 5. 土地鑑定評価の発注について(伺い)(平成18年3月3日決裁) 6. 土地鑑定評価額の算定結果について(報告)(平成18年3月24日決裁) 7. (仮)御殿町公園用地の取得方針について(伺い)(平成18年8月8日決裁) 8. 打ち合わせ・協議記録簿(平成13年4月10日) 9. 打ち合わせ・協議記録簿(平成13年10月25日) 10. 打ち合わせ・協議記録簿(平成13年12月27日) 11. 打ち合わせ・協議記録簿(平成14年10月22日) 12. 打ち合わせ・協議記録簿(平成16年2月26日) 13. 打ち合わせ・協議記録簿(平成16年3月9日) 14. 報告事項(平成16年10月28日) 15. 報告事項(平成16年11月16日) 16. 報告事項(平成17年2月10日) 17. 報告事項(平成17年8月17日) 18. 報告事項(平成17年12月15日) 19. 報告事項(平成18年3月16日) 20. 報告事項(平成18年4月10日) 21. 報告事項(平成18年8月22日) 22. 報告事項(平成18年11月2日) 23. 報告事項(平成18年12月7日)											<ul style="list-style-type: none"> 対象不動産・公示地及び取引事例地の位置図(縮尺1/10,000)1葉、取引事例地の所在、所在位置略図2葉、用地交渉に係る地権者の意見等(地権者の意見等が推測される市の回答を含む)、地権者の買取要望価格及び早期処分理由 個人、自治会長印、法人の登記済印及び不動産鑑定士の職印の印影 法人の振込先の銀行名、支店名及び普通預金口座番号 			
10 19.7.4	広報広聴課及び開発指導課が保有する中島地区工業団地に関する書類。ただし、法人その他の団体の印影及び重複する書類を除く	市内の個人	1	市長への手紙等受付カード(平成19年度整理番号23)のうち、回答書の部分	部分公開	第7条第1号		0円	10円	市長 (広報広聴課)	19.7.17				
			1	中島地区の開発について(報告)(平成19年6月1日決裁)。ただし、法人その他の団体の印影を除く	部分公開	第7条第1号 第2号 第5号		0円	480円	市長 (開発指導課)	19.7.17				

・個人(法人その他の団体の活動に属する個人を除く)の氏名、郵便番号、住所、印影、配達証明郵便番号、所属団体名、所属団体の地位(肩書)及び携帯電話番号
 ・開発予定地を示す中島地区の大字・丁名及び位置図等5葉
 ・法人顧問の主張及び進出企業の課題と必要敷地面積
 ・農政課資料(別紙6)の雑談

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書			公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
11 19.7.17	水質汚濁防止法に基づく特定施設の事業所名、所在地、排水先等がわかる書類	その他									市長 (環境保全課)		19.7.17 取下げ

公開請求の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
12	19.8.9 建築事前協議申請書(昭和62年1月29日受付番号1119)。ただし、建築主及び設計者の印影を除く	市内に事務所を有する個人	1	建築事前協議申請書(昭和62年1月29日受付番号1119)。ただし、建築主及び設計者の印影を除く	部分公開	第7条第1号	・念書に記載された住所及び氏名 ・申請書に記載された奥の建物の居住者と申請者の関係 ・印鑑登録証明書に記載された性別及び生年月日	0円	70円	市長(開発指導課)	19.8.23	
13	19.8.9 平成19年6月1日から平成19年7月31日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定(変更・廃止)申請書のうち、申請書及び道路位置図。ただし、印影を除く	その他	1	道路廃止申請書(平成19年7月27日第1号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く	公開			200円	35円	市長(建築住宅課)	19.8.14	
14	19.8.9 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに工事が完了した非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅の都市計画法に基づき開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図。ただし、印影を除く	その他	17		公開			3,400円	450円	市長(開発指導課)	19.8.23	

1. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年3月29日第168号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
2. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年3月5日第155号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
3. 開発行為事項変更許可申請書(変更許可番号平成19年6月5日第155-1号)のうち、申請書及び設計説明書(裏面を除く)の部分。ただし、印影を除く
4. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年1月25日第144号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
5. 開発行為事項変更許可申請書(変更許可番号平成19年4月26日第144-1号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)の部分。ただし、印影を除く
6. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年2月13日第148号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
7. 開発行為事項変更許可申請書(変更許可番号平成19年6月19日第148-1号)のうち、申請書及び設計説明書(裏面を除く)の部分。ただし、印影を除く
8. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月15日第53号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
9. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年4月20日第9号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
10. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年4月13日第1号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
11. 開発行為事項変更許可申請書(変更許可番号平成19年5月23日第1-1号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)の部分。ただし、印影を除く
12. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年4月18日第7号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
13. 開発行為事項変更許可申請書(変更許可番号平成19年6月7日第7-1号)のうち、申請書及び設計説明書(裏面を除く)の部分。ただし、印影を除く
14. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月9日第183号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
15. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年4月17日第3号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
16. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年6月8日第24号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く
17. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年5月29日第22号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く

公開請求の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
15 19.9.14	1.越谷霊廟を建設する際に、近隣住民、墓地施業者及び宗教法人が申し合わせた内容のわかる書類 2.越谷霊廟を建設する際に届けられた書類のうち、障壁の構造がわかるもの	市内の個人	1	越谷霊廟S51.1.8許可(墓地経営)のうち、越ヶ谷霊廟計画平面図(縮尺1:300)及び越ヶ谷霊廟標準断面図(S=1/10)の部分	公開			0円	80円	市長 (環境保全課)	19.9.28	
16 19.9.25	平成19年8月1日から平成19年8月31日までに工事が完了した非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅の都市計画法に基づく開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図。ただし、印影を除く	その他	3	1.開発行為許可申請書(許可番号平成19年1月30日第146号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 2.開発行為許可申請書(許可番号平成19年3月27日第166号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 3.開発行為許可申請書(許可番号平成19年7月27日第43号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く	公開		600円	90円	市長 (開発指導課)	19.10.4		
17 19.9.25	平成19年8月1日から平成19年8月31日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定(変更・廃止)申請書のうち、申請書及び道路位置図。ただし、印影を除く	その他								市長 (建築住宅課)		19.9.26 取下げ

公開請求の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
18 19.10.11	広報広聴課及び開発指導課が保有する中島地区工業団地に係る書類。ただし、法人その他の団体の印影及び重複する書類を除く	市内の個人	1	市長への手紙等受付カード(平成19年度整理番号23)のうち、回答書の部分	部分公開	個人の氏名	0円	10円	市長(広報広聴課)	19.10.23		
19 19.10.22	越谷市大字船渡字上川原1605-7外5筆及び大字船渡字稲荷前43-2外9筆の農地転用許可申請書	市内に事務所を有する個人	2	中島地区の開発について(報告)(平成19年6月1日決裁)。ただし、法人その他の団体の印影を除く	部分公開		0円	480円	市長(開発指導課)	19.10.23		
<p>・個人(法人その他の団体の活動に属する個人を除く)の氏名、郵便番号、住所、印影、配達証明郵便番号、所属団体名、所属団体の地位(肩書)及び携帯電話番号</p> <p>・開発予定地を示す中島地区の大字・丁目及び位置図等5葉</p> <p>・法人顧問の主張及び進出企業の課題と必要敷地面積</p> <p>・農政課資料(別紙6)の雑談</p>												
<p>1. 農地法第5条の規定による許可申請書(平成19年8月15日受付第502号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書に係る意見書 ・許可申請書の写し ・住民票の写し ・全部事項証明書(土地) ・同意申出書 ・都市計画図 ・案内図 ・公図の写し ・土地改良区内の農地の転用についての意見書 ・転用理由書 ・(農用地区域除外)証明願 ・誓約書 ・被害防除対策書 ・県費補助金協議書 ・県費補助金内示通知 ・施設建設費内訳表 ・施設建設等設計見積書 ・融資証明願 ・福祉貸付資金借入申込書 ・残高証明書 ・土地利用計画図 ・平面図・屋根伏図・立面図 <p>2. 農地法第5条の規定による許可申請書(平成19年8月15日受付第502号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書のうち、個人の印影及び職業 ・住民票の写しのうち、世帯主の氏名、譲受人の異動年月日・異動事由・届出年月日・生年月日・性別・市民となった年月日・世帯主との続柄等及び筆頭者の氏名 ・同意申出書のうち、個人の印影 ・土地改良区内の農地の転用についての意見書のうち、個人の印影 ・転用理由書のうち、個人の印影 ・誓約書のうち、個人の印影 ・被害防除対策書のうち、個人の印影 ・県費補助金協議書のうち、個人の印影 ・附金の額及び自己資金計の額 ・施設建設費内訳表のうち、融資先の名称・融資金額及び自己資金額 ・施設建設等設計見積書のうち、個人の印影、法人登記済印の印影及び合計を除いた金額の額 ・融資証明願のうち、個人の印影、融資先の銀行名・支店名、支店長の氏名及び融資金額 ・福祉貸付資金借入申込書のうち、法人代表者個人の印影・生年月日・年齢、借入先の名 ・称、申込金額、年賦償還年数、連帯保証人の人数及び事務担当者の郵便番号・住所 ・残高証明書のうち、個人の印影、個人の氏名・肩書き、法人の名称、郵便番号、住所、口座番号、預金種別、金額、お客様番号、金融機関の名称・支店名及び金融機関の名称等が特定できる銀行員の氏名・電話番号・印影 ・平面図・屋根伏図・立面図 ・収入内訳(施設サービス費)のうち、合計を除く入所人数欄の人数、合計/日欄の金額、合計/年欄の金額、日額欄の金額、月額欄の金額、合計/月額欄の金額、利用人数欄の人数及び欄外に記録 												

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
	<ul style="list-style-type: none"> 収入内訳(施設サービスマン) 支出内訳(人件費) 短期収支計算予定表 長期収支計算予定表 委任状 開発行為等事前協議済証 農地転用許可証受領についてのお願い 登記申請書の受領証 農地法第5条の規定による許可申請書(平成19年8月15日受付第507号) 許可申請書 許可申請書に係る意見書 履歴事項全部証明書 定款 全部事項証明書(土地) 土地権利者の同意書 住民票の写し 都市計画図 案内図 公図の写し 土地改良区内の農地の転用についての意見書 理由書 (農業振興地域除外)証明願 誓約書 被害防除対策書 特養施設事業計画書 県費補助金協議書 福祉貸付金借入申込書 埼玉県特別養護老人ホーム等整備支援融資の借入に関する意見書交付願 残高証明書 県費補助金内示通知 建設工事費御見積書 土地利用計画図 平面図・立面図・断面図 施設運営収支計画書 委任状 開発行為等事前協議済証 (土地改良区)事前協議書 土地分筆登記受領証 												
2019.10.22	越谷市大字船渡字上川原1605-7外5筆の農業振興地域整備に係る農用地区域からの除外申出書	市内に事務所を有する個人	2		部分公開				0円		市長(農政課)	19.11.5	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	<p>1. 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申出書(平成17年12月27日受付第22号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出書 ・委任状 ・印鑑登録証明書 ・変更後の使用目的にかかる資料 ・土地の権利者の同意書 ・全部事項証明書(土地) ・案内図 ・公図の写し ・土地利用計画図 ・被害防除対策書 ・撮影方向図 ・障害児(者)福祉施設設立計画書添付書類一覧 ・社会福祉法人設立許可等協議書 ・障害児(者)施設設計画書 ・都市計画図 ・農業振興地域図 ・工事工程表 ・賃貸借確約書 ・地上権設定確約書 ・全部事項証明書(戸籍) ・賃借権設定登記誓約書 ・地上権設定登記誓約書 ・見積書 ・融資証明 ・近隣住民への説明会資料 <p>2. 農業振興地域整備計画変更後(除外済)の土地に係る申出人の変更について(伺い)(平成19年7月23日決裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起案 ・申出書 ・委任状 ・(変更)理由書 ・印鑑登録証明書 ・埼玉県社会福祉法人認可等及び老人保健施設審査委員会審査結果通知 ・変更後の使用目的にかかる資料 ・土地の権利者の同意書 ・全部事項証明書(土地) ・被害防除対策書 ・案内図 ・公図の写し ・配置図 ・撮影方向図 ・近隣説明会議事録 ・近隣住民への説明会資料 											
					1. 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申出書(平成17年12月27日受付第22号)							
					<ul style="list-style-type: none"> ・申出書のうち、個人の実印の印影・携帯電話番号及び法人の登記済印の印影 ・委任状のうち、個人の実印の印影 ・印鑑登録証明書のうち、個人の実印の印影、性別及び生年月日 ・変更後の使用目的にかかる資料のうち、生年月日及び職業 ・土地の権利者の同意書のうち、個人の署名及び実印の印影 ・被害防除対策書のうち、個人の実印の印影 ・社会福祉法人設立許可等協議書のうち、整備資金計画欄の借入金の金額・補助者等の名称・自己資金額及び借入償還計画欄の元金の金額・利子分計の金額・合計の金額 ・障害児(者)施設設計画書のうち、資金計画欄の借入先の名称・借入金の金額・その他の金額及び個人の住所・主な連絡先・職業(ただし、住所については、法令の規定に基づき何人も登記事項証明書等の交付等を受けることができるものを除く) ・全部事項証明書(戸籍)(ただし、氏名欄及び戸籍事項欄改製欄の部分を除く) ・見積書のうち、法人の登記済印の印影及び開発設計監理業務費・建築設計監理業務費・施設建設工事費の金額(ただし、開発設計監理業務費、建築設計監理業務費及び施設建設工事費の合計の金額を除く) ・融資証明のうち、融資先の金融機関の名称・支店名及び自己資金の金額 <p>2. 農業振興地域整備計画変更後(除外済)の土地に係る申出人の変更について(伺い)(平成19年7月23日決裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出書のうち、個人の実印の印影及び法人の登記済印の印影 ・委任状のうち、個人の実印の印影 ・(変更)理由書のうち、個人の実印の印影 ・印鑑登録証明書のうち、個人の実印の印影、性別及び生年月日 ・変更後の使用目的にかかる資料のうち、生年月日及び職業 ・土地の権利者の同意書のうち、個人の署名及び実印の印影 ・被害防除対策書のうち、個人の実印の印影 ・配置図のうち、施設の間取り及びその用途 ・近隣説明会出席者名簿のうち、氏名及び住所 ・農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申出書(平成17年12月27日受付第22号)の写しのうち、個人の実印の印影・携帯電話番号及び法人の登記済印の印影 							

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣説明会出席者名簿 ・農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申出書(平成17年12月27日受付第22号)の写し ・農用地除外台帳(重要変更台帳)の当該地が記録された部分 											

公開請求の処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
21	平成19年9月1日から平成19年10月31日までに工事が完了した非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅の都市計画法に基づき開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図。ただし、印影を除く	その他	8		公開			1,600円	240円	市長(開発指導課)	19.11.15	
	1.開発行為許可申請書(許可番号平成19年6月12日第23号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 2.開発行為許可申請書(許可番号平成19年8月7日第46号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 3.開発行為許可申請書(許可番号平成19年4月26日第12号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 4.開発行為許可申請書(許可番号平成19年7月5日第34号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 5.開発行為許可申請書(許可番号平成19年7月26日第41号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 6.開発行為許可申請書(許可番号平成19年2月23日第153号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 7.開発行為許可申請書(許可番号平成19年3月23日第165号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 8.開発行為許可申請書(許可番号平成19年6月13日第25号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く											
22	平成19年9月1日から平成19年10月31日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定(変更・廃止)申請書のうち、申請書及び道路位置図。ただし、印影を除く	その他	3	1.道路廃止申請書(平成19年9月12日第2号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く 2.道路廃止申請書(平成19年10月15日第3号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く 3.道路廃止申請書(平成19年10月23日第4号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く	公開			600円	115円	市長(建築住宅課)	19.11.14	
23	中島地区の開発について(報告)(平成19年6月1日決裁)のうち、別紙4・5・6の根拠となる書類及び別紙5の平成16年3月15日以前の書類。ただし、法人その他の団体の印影及び重複する書類を除く	市内の個人	1	中島地区の開発について(報告)(平成19年6月1日決裁)のうち、別紙4の根拠となる書類 H16.3.16AM10:30来庁記録(中島地区の開発について(報告)(平成19年6月1日決裁)のうち、別紙5の根拠となる書類)	非公開 部分公開	不存在 企業の必要敷地面積	0円	10円	市長(開発指導課)	19.11.19	市長(産業支援課)	19.11.19

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
24	1.平成20年度特別支援学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校) 2.平成20年度特別支援学級在籍予定生徒の状況と補助教員の優先順位について(中学校) 3.平成20年度越谷市内小中学校通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒について	市内の個人	1	農業振興地域制度(中島地区の廃止について(報告)(平成19年6月1日決裁)のうち、別紙6の根拠となる書類)	公開			0円	40円	市長(農政課)	19.11.19	
25	1.平成16年度以降の政務調査費収支報告書	市内に事務所を有する法人	2	1.松沢勇議員の辞職に伴う政務調査費収支報告書について(伺い)(平成17年9月15日決裁) 2.櫻村紀元議員の辞職に伴う政務調査費収支報告書について(伺い)(平成17年10月31日決裁)	公開			0円	110円	教育委員会(指導課教育センター)		19.11.12 取下げ
	1.平成16年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(伺い)(平成17年3月31日決裁) 2.平成17年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(伺い)(平成18年4月24日決裁) 3.平成18年度政務調査費収支報告書(会派)の提出について(伺い)(平成19年5月11日決裁) 4.平成18年度政務調査費収支報告書(議員)の提出について(伺い)(平成19年5月11日決裁) 5.故大熊米蔵議員の政務調査費収支報告書について(伺い)(平成16年8月23日決裁)		5		部分公開	第7条 第1号 第2号		0円	24,610円	議会(議事課)	19.12.3	
<p>・個人の実印及び銀行印(実印又は銀行印に該当するか確認できないものを含む)の印影 ・議員の公表していない住所、電話番号及びFAX番号並びに車両ナンバー ・議員の取引金融機関の名称(取引金融機関が判別できる部分を含む)、支店名(店番号)、住所、電話番号、預金種別(科目)、口座番号及び取引(差引)残高 ・議員の預金通帳の明細。ただし、政務調査費に関する部分を除く ・議員のクレジットカードの会社名(会社名が判別できる部分を含む)、会員番号及び利用明細。ただし、政務調査費に関する部分を除く ・議員と雇用契約等をした個人の住所及び印影 ・議員の遺族の氏名及び印影 ・法人その他の団体又は事業を営む個人(以下「法人等」という)の登記済印及び銀行印(登記済印又は銀行印に該当するか確認できなかったものを除く)の印影 ・法人等の取引金融機関の名称(取引金融機関が判別できる部分を含む)、支店名(店番号)、預金種別(科目)、口座番号のうち、当該法人等が外部に明らかにしていないもの(当該法人等が外部に明らかにしていないか確認できなかったものを含む)</p>												

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
26 19.11.19	平成19年4月22日執行の越谷市議会議員一般選挙の選挙公営に関する書類のうち、選挙運動用自動車の使用の契約届け出書及びびポスター作成契約届け出書	市内に事務所を有する法人	83		部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号		0円	8,190円	選挙管理委員会	19.12.3	
	1.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第1号) 2.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第2号) 3.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第3号) 4.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年4月27日第4号) 5.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年4月23日第5号) 6.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月2日第6号) 7.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月2日第7号) 8.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月16日第8号) 9.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第9号) 10.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第10号) 11.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月2日第11号) 12.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第12号) 13.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月2日第13号) 14.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第14号) 15.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第15号) 16.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月16日第16号) 17.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第17号) 18.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月1日第18号) 19.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第19号) 20.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月1日第20号) 21.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月2日第21号) 22.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第22号) 23.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月1日第23号) 24.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月1日第24号) 25.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第25号) 26.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第26号) 27.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月1日第27号) 28.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年4月27日第28号) 29.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月2日第29号) 30.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第30号) 31.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第31号) 32.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第32号) 33.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第33号) 34.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第34号) 35.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第35号) 36.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第36号) 37.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第37号) 38.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第38号) 39.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第39号) 40.選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第40号)											<ul style="list-style-type: none"> 候補者と選挙運動用自動車の使用の契約を締結した個人の氏名、住所、自動車登録番号、印影、郵便番号、電話番号及び銀行名・支店名・口座番号・ふりがな・口座名義 候補者の印影 法人その他の団体又は事業を営む個人の自動車登録番号、登記済印の印影及び銀行名・支店名・口座番号・口座番号、店長等の個人の印影 取締役常務、店長等の個人の印影

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
40.	選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第41号)											
41.	選挙運動用自動車の使用の契約届け出書(平成19年5月7日第42号)											
42.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第1号)											
43.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第2号)											
44.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第3号)											
45.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月25日第4号)											
46.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月23日第5号)											
47.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月2日第6号)											
48.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月2日第7号)											
49.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第8号)											
50.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第9号)											
51.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第10号)											
52.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月25日第11号)											
53.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第12号)											
54.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月2日第13号)											
55.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第14号)											
56.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第15号)											
57.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第16号)											
58.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第17号)											
59.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月27日第18号)											
60.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第19号)											
61.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月25日第20号)											
62.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月2日第21号)											
63.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第22号)											
64.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月1日第23号)											
65.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月25日第24号)											
66.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月1日第25号)											
67.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第26号)											
68.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第27号)											
69.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月25日第28号)											
70.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月27日第29号)											
71.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月27日第30号)											
72.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第31号)											
73.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第32号)											
74.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第33号)											
75.	ボスター作成契約届け出書(平成19年4月27日第34号)											
76.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第35号)											
77.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第36号)											
78.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第37号)											
79.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第38号)											
80.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第39号)											
81.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第40号)											
82.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第41号)											
83.	ボスター作成契約届け出書(平成19年5月7日第42号)											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
27 19.11.27	<p>1. 平成20年度特別支援学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校)。ただし、起案を除く</p> <p>2. 平成20年度特別支援学級在籍予定生徒の状況と補助教員の優先順位について(中学校)。ただし、起案を除く</p> <p>3. 平成20年度越谷市内小中学校通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒について。ただし、起案を除く</p>	市内の個人	1	平成20年度特別な配慮を要する児童生徒の資料提出について(伺い)(平成19年11月16日決裁)。ただし、起案の部分を除く(請求の内容の1及び3に該当する公文書)	部分公開	第7条 第1号	氏名、学年、性別、障害(病)名及び障害(病)の状況等	0円	40円	教育委員会 (指導課 教育センター)	19.12.10	

公開請求の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
28	越谷駅東口再開発事業に係る資料のうち、先行取得した土地等の地番・所有者・面積・金額の内訳並びに事業の経緯をまとめた概要版及び臨時総会の報告書	市内の個人	2	越谷駅東口再開発事業に係る資料のうち、先行取得した土地等の地番・所有者・面積・金額の内訳 1. 報告書(越谷駅東口地区市街地再開発準備組合の臨時総会について(平成17年11月20日)) 2. 事業の経緯のうち、平成17年度の部分	部分公開	第7条第1号第2号		0円	440円	市長(再開発課)	20.1.21 取下げ	
<p>1. 報告書(越谷駅東口地区市街地再開発準備組合の臨時総会について(平成17年11月20日))</p> <ul style="list-style-type: none"> 「越谷駅東口市街地再開発事業臨時総会資料(株式会社大林組)」のうち、「フロア別業種構成案と目標賃料案」に記録された想定賃料の額・出店意向があるテナントの名称、「概略資金計画(案)」に記録された支出・収入の金額・構成比(ただし、合計を除く)、「概算床価格(案)」に記録された床の単価・価格及び権利者の資産額、「用益別・所有区分別床価格(延床面積あたり(住宅を除く))」に記録された床の単価・価格、「A街区:スーパーマーケット」に記録された候補テナント・事業者の名称並びに「B街区:フィットネスクラブ」に記録された候補テナント・事業者の名称 「商業施設の事業化案(株式会社タカハ都市科学研究所)」のうち、「事業概要」に記録された権利床価額・保留床価額及び概算床価額に記録された権利床価額・保留床価額 「大林組提案とタカハ提案の比較」のうち、具体的なテナント等の名称 「副理事長の選任について」のうち、副理事長の辞任の理由 <p>2. 事業の経緯のうち、平成17年度の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> H17.4.28の保留床単価 H17.11.4の利回りの利率 												
29	平成19年11月1日から平成19年12月31日までに工事が完了した非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅の都市計画法に基づく開発行為許可(変更)申請書のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図。ただし、印影を除く。	その他	13		公開			2,600円	360円	市長(開発指導課)	20.2.6	
<p>1. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年3月29日第170号)のうち、申請書及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>2. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成19年10月10日第170-1号)のうち、申請書及び設計説明書(裏面を除く)の部分。ただし、印影を除く</p> <p>3. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年7月31日第44号)のうち、申請書及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p> <p>4. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成19年8月27日第44-1号)のうち、申請書及び設計説明書(裏面を除く)の部分。ただし、印影を除く</p> <p>5. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年11月12日第72号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く</p>												

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
6. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年10月16日第60号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 7. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年10月18日第66号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 8. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年10月18日第64号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 9. 開発行為許可申請書(許可番号平成13年5月15日第27号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 10. 開発行為許可申請書(変更許可番号平成18年8月28日第27-1号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 11. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年11月6日第71号)のうち、申請書、設計説明書及び案内図の部分。ただし、印影を除く 12. 開発行為許可申請書(許可番号平成19年10月25日第68号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く 13. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月17日第60号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)及び案内図の部分。ただし、印影を除く												
30	平成19年11月1日から平成19年12月31日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定(変更・廃止)申請書のうち、申請書及び道路位置図。ただし、印影を除く	市内の個人	2	1. 道路廃止申請書(平成19年12月17日第5号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く 2. 道路廃止申請書(平成19年12月20日第6号)のうち、申請書及び道路位置図の部分。ただし、印影を除く	公開			400円	80円	市長 (建築住宅課)	20.2.1	
31	質問状(平成19年10月16日)に対する市長の回答に書かれていた平成19年9月及び10月に実施した聞き取り調査の資料	市内の個人	1	(有)関東さのこセンターの苦情に係る都市計画法に関する調査について(報告)(平成19年11月9日決裁)のうち、起案、6ページ目及び7ページ目の部分	部分公開	第7条 第1号	個人(法人の活動に属する個人を除く)の氏名、住所、情報提供者の続柄及び責任者と との関係	0円	30円	市長 (開発指導課)	20.2.13	

公開請求の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
20.2.12	第6次水質総量規制の対象事業所リスト	その他	1	報告対象事業所一覧(第6次総量規制対象事業所リスト)	公開		200円	10円	市長(環境保全課)	20.2.21		
20.2.20	1. 平成16年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(伺い)(平成17年3月31日決裁)のうち、榎村紀元議員の部分 2. 榎村紀元議員の辞職に伴う政務調査費収支報告について(伺い)(平成17年10月31日決裁)	市内の個人	1	平成16年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(伺い)(平成17年3月31日決裁)のうち、榎村紀元議員の部分 榎村紀元議員の辞職に伴う政務調査費収支報告について(伺い)(平成17年10月31日決裁)	部分公開	第7条第1号	0円	30円	議会(議事課)	20.2.26		
20.2.21	平成19年度版自治会長名簿。ただし、住所及び電話番号を除く	その他	1	自治会長名簿平成19年度(平成19年6月1日現在)。ただし、住所及び電話番号の部分を除く	公開		200円	200円	市長(地域活動推進課)	20.3.4		

公開請求の処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
35	20.3.24 西大袋土地区画整理地内の産業廃棄物の報告書	市内の個人	1	報告事項(産廃について・平成15年1月20日)	公開			0円	50円	市長 (市街地整備課)	20.3.26	
36	20.3.24 西大袋土地区画整理地内のうち、大竹1～7番地及び大竹31～33番地の産業廃棄物の処理費用がわかる書類	市内の個人	5		公開			0円	820円	市長 (市街地整備課)	20.4.3	
<p>1. 予算執行伺書(平成15年8月4日決裁・伝票番号0022253-000)のうち、伺書、街路網図、平成15年度単独実施合算設計書の1ページ目・2ページ目・3ページ目・4ページ目、平成15年度補助実施単独設計書の1ページ目・9ページ目・10ページ目及び平面図(S=1/500・図番1/2)の部分</p> <p>2. 予算執行変更伺書(平成17年12月8日決裁・伝票番号0017553-001)のうち、伺書、街路網図、平成17年度変更実施設計書の1ページ目・2ページ目・3ページ目・4ページ目・5ページ目・6ページ目・7ページ目・8ページ目・9ページ目・10ページ目・19ページ目・20ページ目・21ページ目及び処理工(S=1/300)の部分</p> <p>3. 工事の変更について(伺い)(平成18年9月14日決裁)のうち、起案、案内図、平成17年度変更実施設計書の1ページ目・2ページ目・3ページ目・4ページ目・5ページ目・9ページ目・10ページ目・12ページ目・13ページ目・15ページ目・16ページ目、宅造成平面図(S=1/250・図番1/3)及び宅造成平面図(S=1/200・図番2/3)の部分</p> <p>4. 予算執行変更伺書(平成19年3月9日決裁・伝票番号0043302-001)のうち、伺書、案内図、平成18年度工事設計書(変更1回)の1ページ目・2ページ目・3ページ目・4ページ目・5ページ目・6ページ目・7ページ目・8ページ目・10ページ目・11ページ目・14ページ目・26ページ目・28ページ目・29ページ目・30ページ目、201街区混合廃棄物収集運搬処分量計算書及び平面図(S=1/500・図番2/3)の部分</p> <p>5. 予算執行変更伺書(平成20年3月4日決裁・伝票番号0044520-001)のうち、伺書、案内図、平成19年度工事設計書(変更1回)の1ページ目・2ページ目・3ページ目・4ページ目・5ページ目・7ページ目・8ページ目・9ページ目・10ページ目・16ページ目及び平面図(S=1/500・図番1/1)の部分</p>												
37	20.3.25 西大袋土地区画整理事業に係る産業廃棄物処分の方針決定とそれに至る経緯に関する報告書	市内在勤者	1	報告事項(産廃について・平成15年1月20日)	公開			0円	50円	市長 (市街地整備課)	20.3.26	

【参 考】 公開請求の内容別件数

平成19年度

請 求 内 容	件 数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	8
道路位置指定（変更・廃止）申請書	6
水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧等、環境に関する文書	3
中島地区の工業団地に関する文書	3
西大袋土地区画整理事業地内の産業廃棄物に関する文書	3
小中学校補助教員の優先順位等に関する文書	2
農地転用許可申請書等、農地の転用等に関する文書	2
政務調査費収支報告書	2
市議選の選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に関する契約届け出書	1
消防法に基づく防火対象物に関する文書	1
新築建物等の住居表示に関する文書	1
小中学校のプールの材質、建設（改修）年度等に関する文書	1
（仮称）御殿町公園用地の買収に関する文書	1
霊廟の建設に関する文書	1
越谷駅東口再開発事業の事業経緯等に関する文書	1
自治会長名簿	1

平成18年度

請 求 内 容	件 数
建築計画概要書等、建築に関する文書	7
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	5
政務調査費収支報告書	5
小中学校補助教員の予算・配置等に関する文書	3
新旧対照表等、住居表示に関する文書	2
分筆登記等、市道の整備に関する文書	2
官民境界査定申請書	2
移転契約書等、土地区画整理事業に関する文書	2
幼稚園施設の増築に係る適合証明書	1
駐車場運営状況等に関する株主総会議案書	1
不動産鑑定評価書	1
政策会議会議録	1

平成17年度

請 求 内 容	件 数
道路用地買収等、市道の整備に関する文書	9
官民境界査定等、道水路の管理に関する文書	7
職員団体等との労使協定に関する文書	6
交際費出納簿及び交際費支出規定	4
汚染拡散防止計画作成報告書等、環境に関する文書	3
建築計画概要書等、建築に関する文書	3
開発指導要綱に基づく協議書	1
不動産鑑定評価書	1
小学校陸上競技大会実施アンケート	1
姉妹都市提携20周年記念使節団派遣事業に関する文書	1
ゴミ収集に係る予算及び実績に関する文書	1
墓地経営計画協議書	1
特別委員会書記録	1
住居表示台帳	1
所管課から監査委員に提出された文書	1

平成16年度

請 求 内 容	件 数
土壌汚染状況調査結果報告書等、環境に関する文書	7
業者選考・見積開札記録書等、委託関係文書	4
開発行為等事前協議書等、開発に関する文書	4
道路用地買収等、市道の整備に関する文書	4
職員団体等との労使協定に関する文書	3
建築確認済証等、建築に関する文書	2
常任委員会書記録	2
職員の処分説明書	1
住民基本台帳の閲覧申請書	1
廃棄物処分許可書等	1
転作等実施計画書	1
教職員健康診断調査票	1
学校給食費未納家庭状況調査に関する文書	1
市立病院の医療事故に関する文書	1

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成18年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,529件で、その後の平成20年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が26件（前年度36件）、変更の届出が40件（前年度37件）、廃止の届出が17件（前年度9件）あり、平成19年度末の届出件数は1,538件となっています（平成19年度末の届出件数＝平成18年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の届出状況（平成20年3月31日現在）

実施機関及び課	18年度末の届出件数	19年度届出件数			19年度末の届出件数
		開始	変更	廃止	
市長	1,111	24	32	10	1,125
秘書課	11	1	2	0	12
広報広聴課	15	1	0	0	16
企画課	18	4	0	0	22
政策経営課	5	0	2	0	5
財政課	6	0	0	0	6
情報統計課	5	0	0	0	5
財産管理課	7	0	0	0	7
人権推進課	2	0	0	0	2
文書法規課	11	2	8	0	13
人事研修課	26	2	0	0	28
契約課	7	1	0	0	8
総務管理課	14	0	0	0	14
工事検査課	2	1	0	0	3
市民税課	8	0	0	0	8

資産税課	10	0	1	0	10
納税課	4	0	0	0	4
市民課	25	0	0	0	25
北部出張所	0	0	0	0	0
南部出張所	0	0	0	0	0
地域活動推進課	21	1	0	0	22
危機管理課	20	2	3	1	21
くらし安心課	26	0	3	0	26
社会福祉課	25	0	0	0	25
障害福祉課	80	1	0	0	81
高齢介護課	50	1	1	0	51
国民健康保険課	45	2	5	5	42
市民健康課	70	1	1	0	71
児童福祉課	110	0	1	2	108
保育課	35	0	0	0	35
環境資源課	24	4	2	0	28
環境保全課	37	0	0	0	37
産業支援課	30	0	1	0	30
農政課	43	0	0	2	41
建設総務課	9	0	0	0	9
道路街路課	25	0	1	0	25
治水課	10	0	0	0	10
下水道課	9	0	0	0	9
営繕課	1	0	0	0	1
都市計画課	30	0	1	0	30
市街地整備課	19	0	0	0	19
再開発課	2	0	0	0	2
公園緑地課	11	0	0	0	11
開発指導課	6	0	0	0	6
建築住宅課	38	0	0	0	38
市立病院庶務課	60	0	0	0	60
市立病院医事課	40	0	0	0	40
出納課	9	0	0	0	9
消防本部総務課	11	0	0	0	11
消防本部予防課	19	0	0	0	19
消防本部警防課	9	0	0	0	9

	消防本部指令課	5	0	0	0	5
	消防署本署	6	0	0	0	6
教 育 委 員 会		263	2	7	7	258
	総務課	38	0	1	0	38
	指導課	36	1	5	7	30
	学校課	45	0	0	0	45
	給食課	4	0	0	0	4
	生涯学習課	89	1	1	0	90
	体育課	29	0	0	0	29
	図書館	22	0	0	0	22
選挙管理委員会		24	0	1	0	24
公平委員会		4	0	0	0	4
監査委員		3	0	0	0	3
農業委員会		34	0	0	0	34
固定資産評価審査委員会		2	0	0	0	2
議 会		20	0	0	0	20
土地開発公社		20	0	0	0	20
越谷コミュニティセンター		34	0	0	0	34
施設管理公社		14	0	0	0	14
合 計		1,529	26	40	17	1,538

〔19年度末の届出件数〕 = 〔18年度末の届出件数〕 + 〔開始〕 - 〔廃止〕

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成19年度の目的外利用は763件で、外部提供は498件となっています。

なお、実施機関及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

表7 保有個人情報の目的外利用等の状況（平成20年3月31日現在）

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
市長		688	374
秘書課		2	3
広報広聴課		0	6
企画課		0	9
政策経営課		1	1
財政課		0	1
情報統計課		6	3
財産管理課		4	2
人権推進課		0	0
文書法規課		0	9
人事研修課		2	10
契約課		0	0
総務管理課		0	2
工事検査課		0	3
市民税課		13	3
資産税課		15	2
納税課		10	4
市民課		15	14
北部出張所		0	0

南部出張所	0	0
地域活動推進課	2	3
危機管理課	9	4
くらし安心課	8	9
社会福祉課	5 0	1 2
障害福祉課	4 4	3 6
高齢介護課	5 4	1 2
国民健康保険課	4 9	2 7
市民健康課	2 3	2 0
児童福祉課	1 4 4	3 2
保育課	1 9	9
環境資源課	0	9
環境保全課	1 0	2 2
産業支援課	4	7
農政課	2 4	6
建設総務課	6	0
道路街路課	3 1	8
治水課	8	1
下水道課	3	2
営繕課	5	0
都市計画課	8 2	1 7
市街地整備課	9	1 0
再開発課	5	0
公園緑地課	3	0
開発指導課	3	1
建築住宅課	1 6	8
市立病院庶務課	0	1 6
市立病院医事課	2	2 4
出納課	0	0
消防本部総務課	2	3
消防本部予防課	4	1
消防本部警防課	0	0
消防本部指令課	1	0
消防署本署	0	3

教 育 委 員 会	3 9	7 6
総務課	6	9
指導課	1	8
学校課	2 2	1 5
給食課	0	0
生涯学習課	1 0	3 0
体育課	0	1 3
図書館	0	1
選挙管理委員会	6	5
公平委員会	2	1
監 査 委 員	1	2
農業委員会	1 4	6
固定資産評価審査委員会	1	0
議 会	0	8
土地開発公社	9	1 0
越谷コミュニティセンター	2	9
施設管理公社	1	7
合 計	7 6 3	4 9 8

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成19年度の保有個人情報の開示請求の件数は11件（平成18年度は12件）で、開示請求の対象となった公文書数は28文書（平成18年度は10文書）でした。

また、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8、課別の処理状況は表9のとおりです。

表 8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

()内は平成18年度

実施機関	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	9	4	7	0	1	12
	(10)	(4)	(4)	(1)	(1)	(10)
教 育 委 員 会	1	1	0	1	0	2
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	1	0	1	0	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0
	(2)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)
越 谷 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	11	5	8	1	1	15
	(12)	(5)	(4)	(2)	(1)	(12)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表9 課別の処理状況

課名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	広報広聴課	0	1	0	0	1
	市民課	0	1	0	1	2
	くらし安心課	0	1	0	0	1
	高齢介護課	2	1	0	0	3
	市立病院医事課	1	1	0	0	2
	消防本部予防課	0	1	0	0	1
	消防本部警防課	1	1	0	0	2
小 計		4	7	0	1	12
教 育 委 員 会	学校課	1	0	1	0	2
農 業 委 員 会		0	1	0	0	1
合 計		5	8	1	1	15

4 不開示決定等の理由

不開示1件については、文書不存在によるものです。また、部分開示8件については、個人情報保護条例第15条第1号の第三者に関する情報、第4号の公共の安全等に関する情報並びに第6号オの事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報に該当するとしたものです。

5 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成19年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表10 開示請求の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
19.5.14	住民票の写し等請求書(平成18年7月～平成19年5月分)	1					市長 (市民課)		19.5.28 取下げ

開示請求の処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
19.7.4	大竹の災害出場報告書、出場表及びその他の災害受信記録報告書	1	災害出場報告書(平成 年 月 日)	開示				10円	
2		2	1. 出場表(平成 年 月 日) 2. その他の災害受信記録報告書(平成 年 月 日)	部分開示	第15条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 出場表(平成 年 月 日)のうち、通報者及び法人社員の氏(名字)及び性別 その他の災害受信記録報告書(平成 年 月 日)のうち、通報者の氏(名字)、性別及び電話番号 	市長 (警防課)	19.7.17	

開示請求の処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報			開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分	複写料金			
3	19.11.7 小学校の成績に関する一切の文書	1	小学校児童指導要録 (小学校1年生から6年生までの学籍に関する記録及び小学校1年生から3年生までの指導に関する記録)	開示			20円	教育委員会 (学校課)	19.11.20	
4	19.11.8 戸籍の全部事項証明書と住民票の写しの請求書(平成19年10月10日～平成19年10月19日)。ただし、本人申請を除く	2	1. 戸籍謄本等職務上請求書 (平成19年10月19日) 2. 住民票の写し等職務上請求書 (平成19年10月19日)	不開示 部分開示	不存在 第15条 第1号	請求者の事務所の電話番号、ファックス番号及び職印の印影	20円	市長 (市民課)	19.11.19	

開示請求の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
5 19.12.6	亡父のカルテ、各種検査・結果、エックス線写真、手術記録、看護日誌ほか同人の医療に際して作成された一切の書類	5	1.入院診療録(平成 日~平成 月 月 日) 2.入院診療録(平成 日~平成 月 月 日) 3.入院診療録(平成 日~平成 月 月 日) 4.放射線科フイルム 5.エックス線写真	開示			44,100円	市長 (医事課)	19.12.20
6 19.12.13	亡父の要介護認定履歴。ただし、詳細情報欄の部分を除く	1	1.外来診療録 2.入院診療録(平成 日~平成 月 月 日) 3.入院診療録(平成 日~平成 月 月 日) 4.入院診療録(平成 日~平成 月 月 日)	部分開示	第15条 第1号 第4号		6,570円	市長 (高齡介護課)	19.12.17
7 19.12.17	相模町一丁目 で発生した火災調査報告書及び火災概況即報	2	要介護認定履歴。ただし、詳細情報欄の部分を除く	部分開示	第15条 第1号 第6号		10円 370円	市長 (予防課)	19.12.28
1.火災調査報告書について(報告)(平成13年3月14日決裁)		<ul style="list-style-type: none"> 起案 火災調査報告書 火災原因判定書 実況見分調査書 質問調査書(本人) 質問調査書(第三者) 第1通報者の供述 火災損害集計表 建物損害明細書 動産損害明細書 死傷者調査明細書(本人) 死傷者調査明細書(消防職員) 図面(No.1~3) 火災現場写真綴 							
2.火災概況即報(平成 年 月 日)		<ul style="list-style-type: none"> 1.火災調査報告書について(報告)(平成13年3月14日決裁) 火災原因判定書に記載された開示請求者以外の者の供述 質問調査書(第三者) 第1通報者の供述 死傷者調査明細書(消防職員)に記載された消防職員の年齢 火災概況即報(平成 年 月 日) 第1通報者、第2通報者及び初期消火協力者の住所・氏名・電話番号 開示請求者以外の死傷者の年齢 							

開示請求の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複製料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分				
8 20.1.4	市長への手紙等受付カード (整理番号)	1	市長への手紙等受付カード (平成19年度整理番号)	部分開示	第15条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 提案者の年齢及び電話番号 提案者を除く個人の氏名、財産・収入に関する情報及び病名 「市長への手紙」に添付された書類及びその書類からの引用部分 	70円	市長 (広報広聴課)	20.1.16	

開示請求の処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報			開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分	複写料金			
9 20.3.7	消費生活相談カード	1	消費生活相談カード(受付番号)	部分開示	第15条 第6号 才	メモ欄の記録のうち、 契約先事業者の記録の 一部分	20円	市長 (くらし安心課)	20.3.21	
10 20.3.19	亡母の要介護申請履歴とその申請書、医師意見書及び訪問調査票。ただし、印影を除く	5	1. 要介護申請履歴 2. 介護保険要介護認定・要支援認定申請書(平成18年10月31日受付) 3. 認定調査票(平成18年11月2日実施) 4. 介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書(平成19年3月1日受付)。ただし、印影を除く 5. 認定調査票(平成19年3月9日実施)	開示			90円	市長 (高齢介護課)	20.4.2	
		2	1. 主治医意見書(平成18年11月16日記入)。ただし、印影を除く 2. 主治医意見書(平成19年3月10日記入)	部分開示	第15条 第1号	主治医の目署	40円			
11 20.3.19	農地法第3条の規定による許可申請書一式(平成 年 月 日申請)	1	農地法第3条の規定による許可申請書(平成 年 月 日受付第 号)。ただし、譲受人の住民票を除く	部分開示	第15条 第1号	・譲受人の印影 ・貸人の住所、氏名、 印影	130円	農業委員会	20.4.2	

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表11）。

表11 審査会委員 (平成20年3月31日現在)

氏名	備考
右崎正博	会長
茅沼英幸	会長職務代理者
近藤勲	

2 不服申立ての状況

平成19年度は、情報公開請求に対する部分公開決定について異議申立てが1件（第7号事案）あり、実施機関は、審査会の答申を踏まえて、平成20年1月に棄却の決定を行っています。

また、平成18年度に諮問され、審査が継続となっていた第6号事案についても、実施機関は、平成19年5月に棄却の決定を行っています。

異議申立ての処理状況は、表12のとおりです。

3 審査会の開催状況

平成19年度は、審査会は7回開催されています。

審査会の開催状況は、表13のとおりです。

の額を含む)・テナント定期欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・住宅棟収入欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・未収金額の額・サービスマネジメントの額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・駐車場の延長照明費その他収入の額・駐車場の総収入の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・駐車場の管理費等固定支出光熱費その他諸経費の額・収支(販売実績)の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)

3.平成17年度株式会社バルテきたこし定時株主総会議案書(ただし、第3号議案及び第5号議案を除く)のうち、監査報告書の監査役の印刷の金額欄の額、利益処分計算書(案)の金額欄の額、残高証明書に印字された銀行名(マークを含む)・銀行名を判読することができる印刷・預金の科目(種類又は勘定)欄の預金種別・取引番号(口座番号)欄の取引番号(口座番号)・金額欄の額・合計欄の額・銀行名を特定することができる銀行の電話番号・(内決済未確認証券類)欄の額、バルテきたこし売上/客数実績《17年度》の店舗別(東急ストア～キッズランド)売上欄の額・店舗別(東急ストア～キッズランド)客数欄の客数・店舗総売上欄の数字、バルテきたこし売上/客数実績《17年度》の店舗別(東急ストア～キッズランド)客数欄の客数・店舗総売上欄の数字・1時間券回収金額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・30分券回収金額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・現金収入欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・テナント定期欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・住宅棟収入欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・サービスマネジメントの額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・駐車場の総収入の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)

4.平成18年度株式会社バルテきたこし定時株主総会議案書(ただし、第3号議案及び第4号議案を除く)のうち、監査報告書の監査役の印刷

異議申立ての処理状況(第7号事案)

受付番号	年月日	異議申立ての内容	原処分の内容		情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関(所管課)		
			公開決定等の区分	理由	非公開部分	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日		内容	
1	19.8.20	非公開部分の公開を求める	部分公開	第7条第1号第2号第6号イ・オ			19.9.12	19.12.19	20.1.18	実施機関の決定は、妥当である	売却	市長(公園緑地課)

・対象不動産・公示地及び取引事例地の位置図(縮尺1/10,000)1葉、取引事例地の所在、所在位置略図2葉、用地交渉に係る地権者の意見等(地権者の意見等が推測される市の回答を含む)、地権者の買取要望価格及び早期処分の理由

・個人、自治会長印、法人の登記済印及び不動産鑑定士の職印の印刷

・法人の振込先の銀行名、支店名及び普通預金口座番号

表 1 3 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 1 9 年 4 月 1 6 日	・ 第 6 号事案について審査
第 2 回	平成 1 9 年 4 月 2 3 日	・ 第 6 号事案について審査
第 3 回	平成 1 9 年 4 月 2 7 日	・ 第 6 号事案について審査（持ち回り）、 答申
第 4 回	平成 1 9 年 1 0 月 1 7 日	・ 会長、会長職務代理者の選出 ・ 第 7 号事案について審査 ・ その他
第 5 回	平成 1 9 年 1 1 月 1 日	・ 第 7 号事案について審査
第 6 回	平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日	・ 第 7 号事案について審査
第 7 回	平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日	・ 第 7 号事案について審査、答申

4 審査会答申

答申第6号

越情審査 第2号

平成19年4月27日

越谷市長 板川文夫 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 右 崎 正 博

公文書の公開請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成19年1月26日付け越企第396号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

越谷市長が平成18年11月24日付け越企第302号で異議申立人に対して行った公文書部分公開決定の変更を求める旨の異議申立てについて

答 申

第1 審査会の結論

越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）に基づき異議申立人が行った「平成15年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書（第3号議案、第4号議案及び第5号議案を除く）」等4件の公文書（以下「本件公文書」という。）の公開請求に対し、本件条例第7条第2号等に該当する情報が含まれているとして、本件条例第11条第2項に基づき、越谷市長が平成18年11月24日付けで行った部分公開決定は、妥当であると判断する。

第2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件条例第6条の定めるところにより、平成18年11月6日に公文書公開請求書によって本件公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行ったが、越谷市長が同年11月24日付け越企第302号の公文書部分公開決定通知書により、公文書の一部を除いて公開とする部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を行ったため、その変更を求めて、本件異議申立てに至ったものである。

第3 異議申立人の主張要旨

平成18年12月23日付けの異議申立書、平成19年2月24日付けの意見書及び同年3月26日に行われた異議申立人による口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

「駐車場運営状況」の公開しない部分のうち、5階住宅用駐車場（4階屋上駐車場。以下「本件駐車場」という。）に関する情報については、以下の理由により公開すべきである。

- 1 本件駐車場は、マンション住民の入居前に決定された管理規約に基づいて、株式会社パルテきたこし（以下「当該法人」という。）に専用使用権が設定されている。

しかし、本件駐車場の運用状況はマンション標準管理規約に反しており、全体共用部分である本件駐車場の収益は、全体管理組合の修繕積立金に繰り入れられるべきである。

- 2 当該マンションの適正な管理運営を目指し本件駐車場の問題を解決するために、当該法人に対し本件駐車場の運営状況について説明等を求めてきたが、いまだ納得できる回答が得られないため、本件公開請求に至ったものである。

本件公開請求で得られた情報は、当該法人と話し合いをするために活用するのみであり、何ら当該法人の企業活動に悪影響を及ぼすものではない。

- 3 市は会社法を理由に非公開としているが、本件駐車場は、建物の区分所有等に関する法律第30条の衡平の原則及びマンション標準管理規約に基づい

て議論されるべきである。つまり、全体共用部分である本件駐車場の料金収入は、当該法人の収益とすべきではなく、当該マンションの大規模修繕を実施するための原資として、広く公共的な性格を有するものである。

- 4 一区分所有者（当事者）でもある市が、修繕積立金の負担増につながるこうした現状を見過ごしていることは、違法若しくは不当な公金の支出を問われることでもある。
- 5 したがって、本件駐車場に関する情報については、本件条例第7条第2号ただし書イ（市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報）に該当し、公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

平成19年2月13日付け越企第420号の部分公開決定に係る理由説明書及び同年3月26日に行われた実施機関に対する意見聴取によれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

本件公開請求は、その内容から、越谷市企画部企画課を所管課としたものである。

- 1 本件駐車場は当該マンションの全体共用部分の一部であり、専用使用権については、建物の区分所有等に関する法律に基づき定められたマンション管理規約第14条に基づき、当該法人が使用することで承認されている。
- 2 異議申立ての対象となった「駐車場運営状況」は、会社法の規定により作成が義務付けられているものではないが、定時株主総会における報告事項として、議案とセットで株主総会に報告された資料であり、閲覧等も株主等に限られている。

会社法第442条において、株式会社は、計算書類等の備置き及び閲覧等が義務付けられているが、異議申立てに係る当該法人の「駐車場運営状況」は、作成の目的、内容、保管状態、閲覧等の請求時における取扱い等を踏まえると、当該法人の内部管理情報である計算書類等と一体であると考えられるため、公開されることの利益と公開されないことの利益を比較衡量した結果、一部を除き非公開としたところである。なお、当該法人は非上場会社である。

- 3 異議申立人は、本件駐車場の専用使用権の設定を定めた管理規約について、入居以前の住民は一切かかわることができなかったことや、駐車場の運用状況がマンション標準管理規約（国が策定した標準モデル：参考として示されているもの）に反しており収入の内容説明が不十分であること等から、問題の解決にあたり、本件公開請求に至ったと主張しているが、管理規約の内容、問題については、管理規約にかかわる当事者間のことであり、基本的に当事者間で解決すべきものとする。4 本件公開請求で得られた情報は、入居している住民のために利用するのみであり、当該法人の企業活動に悪影響を及ぼすものではないとの主張については、情報公開制度が市民との情報の共有を目的としている趣旨を踏まえる

と、公開・非公開の区分は、非公開情報に該当するか否かにより判断されるものであり、利害関係者であるか否かによって公開・非公開の判断基準が変わるものではない。

- 5 全体共用部分である本件駐車場の収入は広く公共的な性格を有するものであり、かかる収入が修繕積立金に繰り入れされないことを見過ごしている市の対応は、市の違法若しくは不当な公金の支出が問われることでもあるという主張については、市は修繕積立金を一区分所有者として管理規約に基づき負担しているが、本件駐車場は管理規約に規定された入居者専用駐車場（月極駐車場）であることから、本件駐車場の収入が公共的な性格を有するということに対しては、同意し難い。

また、本件駐車場は管理規約に基づいて運営されているものであるため、本件駐車場の収入が修繕積立金に繰り入れされないことをもって、違法若しくは不当な公金の支出を見過ごししているとは考えていない。

- 6 以上の理由から、本件条例に基づき適正に判断したものと考えており、これ以上の当該法人の内部管理情報の公開については、当該法人の自主的な判断によるべきであると考えます。

なお、市が当該法人に対し一部出資している（出資金1,000万円、出資比率12.5%）ことから、当該法人は公益性の高い法人であると考えられるが、市は一株主の立場であり、他の株主等の権利利益や当該法人の独立性等を踏まえると、市の出資法人であることのみをもって異議申立人が変更を求める部分について公開するということにはならないと考える。

- 7 したがって、異議申立人が変更を求める部分については、本件条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断し、本件条例第11条第2項により部分公開とした。

第5 参加人の主張要旨

平成19年3月26日に行われた参加人（当該法人）に対する意見聴取によれば、参加人の主張要旨は、以下のとおりである。

- 1 専用使用権は管理規約に基づくものであり、当該法人の立場としては現在の管理規約に従わざるを得ない。
- 2 平成16年に全体管理組合に対し本件駐車場の収支に関する資料を提出し説明をしているが、理解を得られないのは残念である。

第6 審査会の判断

- 1 本件条例の趣旨・目的について

本件条例制定の趣旨は、その前文にあるとおり、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」ことにある。本件条例は、このような趣旨のもとに、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としており、市政に関する情報を

広く公開することにより、市民の的確な理解と評価を可能とし、市政に関する市民の責任ある意思形成を促進するという公共的利益の実現に資するための制度を定めたものである。

そして、このような趣旨を踏まえて、実施機関は、公開請求があったときは、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならないこととされている（第7条本文）。

2 本件条例第7条各号の趣旨・目的について

しかしながら、実施機関の保有する情報のなかには、公開した場合に個人や法人等の正当な利益を害し、あるいは公正な行政運営を阻害するものなどがあり得る。したがって、公開されることの利益と公開されないことの利益が、適切に保護されるよう両者の間に調整がなされなければならない。本件条例第7条は、このような利益調整の要請を踏まえ、公文書の公開請求があったときは、実施機関は、公開請求に係る公文書に本条各号に掲げる情報（非公開情報）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開する義務を負うとの基本的枠組みを定めたものである。

そして、本件条例第7条各号に定められた非公開情報のうち、第2号は、「法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」について、非公開情報とする旨を定めたものである。

3 本件異議申立てに係る公文書の内容について

平成18年11月24日付け公文書部分公開決定通知書（越企第302号）において非公開とされた情報のうち、同年12月23日付け異議申立書（以下「異議申立書」という。）により非公開処分の変更が申し立てられている情報は、

- (1) 平成15年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書「報告事項・駐車場運営状況」のうち、
 - 住宅棟収入欄の額
 - 大京負担分欄の額
 - 駐車場総収入欄の額
- (2) 平成16年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書「報告事項・駐車場運営状況」のうち、
 - 住宅棟収入欄の額
 - 大京負担分欄の額
 - 駐車場総収入欄の額
 - 駐車場管理費等固定支出水光熱費その他諸経費欄の額
 - 収支（販売実績）欄の額
 - 欄外の月あたりの管理費及び14年度管理費の額
 - 欄外の月あたりの委託費及び4月～9月までの月あたりの委託費並び

に差額の額

欄外の月あたりの5階年間費及び年あたりの管理組合借地料の額

欄外の月あたりの固定資産税の額及び年間の固定資産税の額

欄外の月あたりのセコムリースの額

欄外の月あたりの機械保険の額

- (3) 平成17年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書「報告事項・駐車場運営状況」のうち、

住宅棟収入欄の額

駐車場総収入欄の額

駐車場管理費等固定支出水光熱費その他諸経費欄の額

収支（販売実績）欄の額

- (4) 平成18年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書「報告事項・駐車場運営状況」のうち、

住宅棟収入欄の額

駐車場総収入欄の額

についての情報（以下「本件情報」という。）である。

4 本件情報の性格について

ところで、以上の「駐車場運営状況」に係る本件情報は、当該法人の「損益計算書」の科目の「売上高」の「受取家賃」の一部を構成する駐車場収入実績の明細を示すものである。この「駐車場運営状況」に係る本件情報は、当該法人の定時株主総会における報告事項として、議案とセットで株主総会に報告されたものであるが、当該法人は、非上場会社で株主もごく限られた人数にとどまることから、「駐車場運営状況」の内容が一般に広く周知されているとはいえない。

本件情報は、いずれも当該法人が運営する駐車場の収益を算出するための基礎となる金額であり、これらの金額を基にして分析すれば、駐車場経営の収支の実態など経理状況の詳細が明らかとなる情報、すなわち、企業の経理上の秘密に属する情報である。さらに、大京負担金（ ）や欄外の委託費（ ）及びセコムリースの金額（ ）は、当該法人の取引先企業の営業上の秘密に属する情報でもある。

5 第7条第2号本文の該当性について

このような情報は、企業の内部管理情報であり、通常は、公にすることが予定されているものとはいえない。いずれにせよ、本件情報を公開した場合には、当該法人及び当該法人の取引先企業の経理上ないし営業上の秘密を明らかにすることになる。したがって、本件情報は、本件条例第7条第2号本文に定める「公開することにより当該法人等……の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」に該当すると認められる。

異議申立人は、異議申立書の（異議申立ての理由）において、本件公開請求で得られた情報は、当該法人と話し合いをするために活用するのみであり、何ら当該法人の企業活動に悪影響を及ぼすものではない旨主張する。こ

の点について、市の「情報公開制度の手引」(以下「手引」という。)の第7条第2号に関する【運用】欄では、「法人等に関する情報の公開により、万一この法人等の利益が侵害された場合の事後救済は困難であることから、……この情報を公開した場合に生ずる影響等について慎重に検討し、客観的に判断しなければならない」とされている。つまり、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害する」かどうかの判断は、公開請求者の利用目的によって左右されるものではなく、公開措置自体が通常もたらすであろう結果の予測によって判断すべきものである。したがって、この点に関する異議申立人の主張も採用できない。

6 第7条第2号ただし書イの該当性について

異議申立人は、また、本件駐車場の料金収入のうち正当な管理経費を除いた収益はすべて全体管理組合の修繕積立金に繰り入れされるべきであり、本件駐車場収入の運用状況は、マンション標準管理規約に反することを理由とし、本件条例第7条第2号ただし書イに該当すると主張していると判断されるので、この点を検討する。

「手引」によれば、本件条例第7条第2号ただし書イの「違法又は著しく不当」とは、「法令等の規定に明らかに違反するか、又は違反しないまでも社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことをいう」とされている。しかし、当該法人の本件駐車場収入の運用行為が、「法令等の規定に明らかに違反する」といえないことはもちろん、「社会通念に照らして著しく妥当性を欠く」ともいえないから、本件情報が、第7条第2号ただし書イに該当するともいえない。

さらに異議申立人は、本件駐車場収入の大部分が修繕積立金に繰り入れされないことは、一区分所有者である市の修繕積立金の負担金額を増やすことになり、かかる現状を見過ごしていることは市の違法若しくは不当な公金の支出が問われることになるから、第7条第2号ただし書イにいう「違法又は著しく不当な行為」にあたる旨を主張している。

しかしながら、第7条第2号ただし書イにいう「違法又は著しく不当な行為」の主体として想定されているのが「法人その他の団体又は事業を営む個人」であり、実施機関が除かれていることは、規定の文言上明らかであり、市の違法又は不当な行為(仮にそれがあるとして)を挙げて、第7条第2号ただし書イの適用を論じることはできないといわなければならない。

7 結論

以上のとおり、本件部分公開決定により非公開とされた本件情報は、いずれも本件条例第7条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イには該当しないと判断されるので、本件公開請求について本件情報を非公開とした実施機関の本件部分公開決定は妥当であると判断する。よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第7 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成19年1月26日	実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。
平成19年1月29日	処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。
平成19年2月13日	処分庁から理由説明書が提出された。
平成19年2月13日	異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。
平成19年2月28日	異議申立人から理由説明書に対する意見書が提出された。
平成19年3月 1日	処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付した。
平成19年3月 6日	審査
平成19年3月13日	審査
平成19年3月26日	異議申立人の口頭意見陳述、処分庁の意見及び参加人の意見を聴取した。
平成19年4月16日	審査
平成19年4月23日	審査
平成19年4月27日	審査（持ち回り）

平成19年4月27日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	右 崎 正 博
委 員	茅 沼 英 幸
委 員	近 藤 勲

答申第7号

越情審査 第20号

平成19年12月19日

越谷市長 板川 文夫 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 右 崎 正 博

公文書の公開請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成19年9月12日付け越公園第50号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

越谷市長が平成19年7月18日付け越公園第33号で異議申立人に対して行った公文書部分公開決定の取消しを求める旨の異議申立てについて

答 申

第1 審査会の結論

越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第6条に基づき異議申立人が行った「（仮称）御殿町公園用地買収事業に関する経過がわかる書類」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、「御殿町ふれあい公園の用地取得に対する要望書について（報告）（平成14年4月5日決裁）」など23件の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、それらに本件条例第7条第1号、第2号並びに第6号イ及びオに該当する情報が含まれているとして、本件条例第11条第2項に基づき、越谷市長が平成19年7月18日付けで行った部分公開決定は、妥当であると判断する。

第2 異議申立ての経緯

異議申立人は、本件条例第6条の定めるところにより、平成19年7月3日に公文書公開請求書によって本件公開請求を行ったが、本件公文書に本件条例第7条第1号、第2号並びに第6号イ及びオに該当する情報が含まれているとして、越谷市長が同年7月18日付け越公園第33号の公文書部分公開決定通知書により、公文書の一部を公開しないとす部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を行ったため、その取消しを求めて、本件異議申立てに至ったものである。

なお、当審査会は、実施機関から本件部分公開決定に係る理由説明書の提出があった後に、異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めたが、同年10月29日に異議申立人から「意見書提出」及び「口頭意見陳述」をしない旨の申し出があった。

第3 異議申立人の主張要旨

平成19年8月20日付けの異議申立書によれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

- 1 公園用地の取得経過には不明瞭な部分が多く、また、担当課から納得のいく回答が得られないため、市の事業が適正に執行されたものであるか否か甚だ疑問がある。
- 2 本件部分公開決定において公開しないとされた部分すべての公開を求める。
- 3 本件公開請求は、本件用地取得に至る事実関係を含めた一切の経過を明らかにすることによって、市の適正な事業の執行の有無を明らかにしたいがためのものであり、それにかかわった特定の個人を中傷したりするものではない。
- 4 この疑問に対する市の説明責任に鑑み、非公開とされた情報は、まさしく公益上の理由によって公開されるべきものである。

第4 実施機関の主張要旨

平成19年9月25日付け越公園第52号の、本件部分公開決定に係る理由説明書によれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

なお、本件公開請求は、その内容から、越谷市都市整備部公園緑地課を所管課としたものである。

- 1 実印を含む「個人(地権者)の印影」については、土地の買い受け要望書、土地売買に関する契約書等に押印されたもので、当該個人の印影は、押印をもって当該個人の意味等を表明した個人の意識・内心に関する情報であり、また、実印は当然のこととして、一般に個人の印影は、認印であっても、通常他人に知られたくない情報と認められることから、非公開としたところである。
- 2 「自治会長印、法人の登記済印及び不動産鑑定士の職印の印影」、「法人の振込先の銀行名、支店名及び普通預金口座番号」については、当該法人等の内部管理情報であって、公開するかしないかは当該法人等が自主的に決定すべきことであり、当該法人等は公開すべき相手方を限定する利益を有することから、本市としては当該法人等に押印する場合の取扱いやこれらの情報の管理状況等を確認し、非公開としたところである。

- 3 不動産鑑定評価書に記録されている「対象不動産・公示地及び取引事例地の位置図(縮尺1/10,000)1葉」、「取引事例地の所在」、「所在位置略図2葉」については、対象公園用地に係る評価金額を算出するにあたって不動産鑑定士が参考にした実際の取引事例の具体的な所在地をあらわすものである。

このような取引事例は私人間の売買であり、その価格は当事者の経済状況(資産価値)を示す指標になり得るとともに、地価公示法に基づく公示価格や基準地の標準価格とは異なり一般に公開されていないものである。

よって、知る権利を最大限尊重し、取引事例地の価格は公開としたが、その所在地が判明し個人が特定されることになる情報については非公開としたところである。

- 4 「用地交渉に係る地権者の意見等(市の回答の部分で地権者の意見等が推測されるものを含む)」、「地権者の買取要望価格及び早期処分の理由」については、特定の地権者に対して行われた買収に至るまでの用地交渉の経過記録簿の一部であり、相手方の資産や権利関係などの資産譲渡等に関して具体的に話し合われた内容の記録となっている。また、用地交渉は、相手方との協力、信頼関係を得てはじめて成立する事務事業であり、内容を公開しないことを前提として実施されるものである。

特に、交渉経過記録の地権者の意見等については、市の回答等を含め一体として個人情報形成されており、公開できる情報と非公開情報とを容易に区分することが困難な情報と考える。

よって、これらの情報を公開すると、相手方の資産や権利関係などのプライバシー情報が明らかになることに加えて、相手方と市との信頼関係を失うとともに市の信用、立場が失墜することになり、また、相手方が自己の財産等が公

開されることをおそれて交渉に応じないなどの事態が生じ、今後の同種の用地交渉事務又は事業の適正な遂行が著しく困難になると認められることから、非公開としたところである。

- 5 なお、公開・非公開の区分については、市民との情報の共有を目的とする情報公開制度の趣旨を踏まえ、基本的に非公開情報に該当するか否かにより判断されるものとする。

異議申立人は、「非公開とされた情報は、まさしく公益上の理由によって公開されるべきものである」と主張している。

しかし、法人等の情報については、本件条例第7条第2号ただし書アの「人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報」あるいはただし書イの「市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報」に該当する場合には、非公開情報から除外されるが、異議申立ての対象となった本件公文書には、これらの規定に該当する情報は含まれていないと考える。

また、個人のプライバシー情報や法人等の情報、事務事業情報を犠牲にするほどの本件条例第9条に該当するような公益上の理由による裁量的公開情報も、本件公文書には含まれていないと考える。

- 6 以上の理由から、非公開とした部分については、裁量的公開を含め、公開されることの利益と公開されないことの利益を十分に比較衡量するなかで、本件条例第7条第1号、第2号並びに第6号イ及びオに規定する非公開情報に該当すると判断したところであり、本件部分公開決定は、本件条例の規定に基づき適正に判断したものと考えている。

第5 審査会の判断

- 1 本件条例についての基本的考え方

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」(前文)との考え方に立って制定されたものであり、そのような趣旨のもとに、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」(第1条)を目的としており、市政に関する情報を広く公開することをとおして、市政の運営状況に対する市民の的確な理解と評価を可能とし、市政に関する市民の責任ある意思形成を促進するという公共的利益の実現に資するための制度を定めたものである。

しかしながら、実施機関の保有する情報のなかには、公開した場合に個人や法人等の正当な権利利益を害し、あるいは公正な行政運営を阻害するものなどがあり得る。したがって、公開されることの利益と公開されないことの利益が、適切に保護されるよう両者の間に調整がなされなければならない。

本件条例第7条は、このような利益調整の要請を踏まえ、公文書の公開請求があったときは、実施機関は、公開請求に係る公文書に同条各号に掲げる情報(非公開情報)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該

公文書を公開する義務を負うとの基本的枠組みを定めたものである。

そして、本件条例第7条各号に定められた非公開情報のうち、第1号は「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」を、また、第2号は「法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」を、さらに、第6号は「実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの」として「イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報」及び「オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報」を非公開情報とする旨を定めている。

しかしながら、上記非公開情報規定の解釈・運用に際しては、前記のような本件条例の趣旨・目的を踏まえると、限定的に解釈すべきであり、当審査会においても、そのような観点から本件部分公開決定の妥当性について審査すべきものとする。

なお、異議申立人は、平成19年8月20日付けの異議申立書において、本件公開請求は、「本件用地取得に至る事実関係を含めた一切の経過を明らかにすることによって、市の適正な事業の執行の有無を明らかにしたいがためのものであり、「それにかかわった特定の個人を中傷したりするものではない」と主張しているが、情報公開制度のもとにおいては、条例に規定する非公開情報に該当するか否かの判断は、公開請求されている情報自体の内容に即して客観的になされるべきもので、請求者の立場、請求の理由・目的、請求情報の用途などによって左右されるべきものではないと考えられるので、その点に関する異議申立人の主張は、理由がないものと判断する。

2 本件異議申立てに係る本件公文書に記載された情報の内容について

平成19年7月18日付け公文書部分公開決定通知書(越公園第33号)において公開しないとされた部分に記載された情報の内容及びその理由は、当審査会が実施機関に対して提出を求めた分類整理資料(別紙「異議申立てに係る非公開情報一覧」)に記載のとおりであるが、異議申立人は、本件異議申立てにおいて、公開しないとされた部分のすべてについて非公開決定の取消しを求めているものである。取消しを求められている部分が記載された本件公文書の内訳及びそこに記載され公開しないとされた情報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 御殿町ふれあい公園の用地取得に対する要望書について(報告)(平成14年4月5日決裁)

- | | |
|------------|-------|
| 要望書 | 個人の印影 |
| 土地の買い受け要望書 | 個人の印影 |
| 土地の買い受け要望書 | 個人の印影 |
| 土地使用貸借契約書 | 個人の印影 |
| 土地使用貸借契約書 | 個人の印影 |
- (2) (仮称)御殿町公園用地の取得について(伺い)(平成16年2月2日
決裁)
- | | |
|-------------|----------|
| 要望書 | 個人の印影 |
| 土地の買い受け要望書 | 個人の印影 |
| 土地使用貸借契約書 | 個人の印影 |
| 土地使用貸借契約書 | 個人の印影 |
| ふれあい公園管理協定書 | 自治会長印の印影 |
- (3) 土地鑑定評価の発注について(伺い)(平成16年2月26日決裁)
- | | |
|--------------|------------|
| 不動産鑑定評価委託契約書 | 法人の登記済印の印影 |
|--------------|------------|
- (4) 土地鑑定評価額について(報告)(平成16年3月24日決裁)
- | | |
|-------------|--------------------------|
| 完了報告兼確認書 | 法人の登記済印の印影 |
| 請求書 | 法人の登記済印の印影 |
| | 法人の振込先の銀行名・支店名・普通預金口座番号 |
| 承諾書 | 法人の登記済印の印影 |
| -1 不動産鑑定評価書 | 法人の登記済印の印影 |
| -2 同 上 | 不動産鑑定士の職印の印影 |
| -3 同 上 | 対象不動産・公示地及び取引事例地の位置図(1葉) |
- (5) 土地鑑定評価の発注について(伺い)(平成18年3月3日決裁)
- | | |
|--------------|------------|
| 不動産鑑定評価委託契約書 | 法人の登記済印の印影 |
|--------------|------------|
- (6) 土地鑑定評価額の算定結果について(報告)(平成18年3月24日決裁)
- | | |
|-------------|--------------|
| 完了報告兼確認書 | 法人の登記済印の印影 |
| 完了報告兼確認書 | 法人の登記済印の印影 |
| 請求書 | 法人の登記済印の印影 |
| 請求明細 | 法人の登記済印の印影 |
| 承諾書 | 法人の登記済印の印影 |
| -1 不動産鑑定評価書 | 不動産鑑定士の職印の印影 |
| -2 同 上 | 取引事例地の所在 |
| -3 同 上 | 所在位置略図(2葉) |
- (7) (仮)御殿町公園用地の取得方針について(伺い)(平成18年8月8日決裁)
- | | |
|-----------------------|-------|
| (仮称)御殿町公園用地売買契約に係る確認書 | 個人の印影 |
|-----------------------|-------|

- (8)-8 打ち合わせ・協議記録簿(平成13年4月10日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-9 打ち合わせ・協議記録簿(平成13年10月25日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-10 打ち合わせ・協議記録簿(平成13年12月27日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-11 打ち合わせ・協議記録簿(平成14年10月22日)
 記録簿 地権者の意見等
 要望書 個人の印影
 土地の買い受け要望書 個人の印影
- (8)-12 打ち合わせ・協議記録簿(平成16年2月26日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-13 打ち合わせ・協議記録簿(平成16年3月9日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-14 報告事項(平成16年10月28日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-15 報告事項(平成16年11月16日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-16 報告事項(平成17年2月10日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-17 報告事項(平成17年8月17日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-18 報告事項(平成17年12月15日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-19 報告事項(平成18年3月16日)
 記録簿 地権者の買取要望価格
 早期処分の理由
- (8)-20 報告事項(平成18年4月10日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-21 報告事項(平成18年8月22日)
 記録簿 地権者の意見等
- (8)-22 報告事項(平成18年11月2日)
 記録簿 地権者の意見等
 (仮称)御殿町公園用地売買 個人の印影
 契約に係る確認書
 同意書 個人の印影
- (8)-23 報告事項(平成18年12月7日)
 土地売買に関する契約書 個人の印影

3 本件条例第7条第1号の該当性について

- (1) 地権者の個人の印影

本件異議申立てに係る本件公文書(1)の の要望書から の土地使用貸借契約書まで、(2)の の要望書から の土地使用貸借契約書まで、(7)の の(仮称)御殿町公園用地売買契約に係る確認書、(8)-11の の要望書及び の土地の買い受け要望書、(8)-22の の(仮称)御殿町公園用地売買契約に係る確認書及び の同意書、(8)-23の の土地売買に関する契約書において公開しないとされた部分はいずれも地権者の個人の印影であり、実施機関が公開しない理由として主張しているのは、それらが本件条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、かつ、通常他人に知られたくないと認められるものにあたるということである。

そこで、それらの印影が本件条例第7条第1号に該当するか否かについて判断する。当審査会が見分したところによると、本件公文書(8)-23の の土地売買に関する契約書には、本件土地の売主である地権者の実印が押印されており、その他の公文書には地権者の認印が押印されている。これらの印影は、実印であるか認印であるかを問わず、それが押印された文書における作成名義人の氏名とあいまって、当該文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたものであることを証するものであり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

また、それらの印影が、土地の使用貸借に関する契約書や土地の売買に関する契約書等に押印された印影であり、個人の資産のなかで大きな比重を占める土地の処分に関する書類に押印されたものであることを考えると、当該地権者にとって重要度の高い書類に使用されている印鑑の印影であることが推認され、このような印影については、通常他人に知られることを望まないものであると認められる。本件条例第3条が「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定していることをも勘案すれば、上記地権者の個人の印影は、本件条例第7条第1号にいう「個人に関する情報であって、……特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当すると判断される。

(2) 対象不動産・公示地及び取引事例地の位置図並びに取引事例地の所在及び所在位置略図

本件公文書(4)の -3並びに(6)の -2及び -3において公開しないとされたのは、不動産鑑定評価書に添付された対象不動産・公示地及び取引事例地の位置図(縮尺 1/10,000)1葉、取引事例地の所在及び所在位置略図2葉である。これらは、本件売買の対象となった土地に係る評価額を算出するにあたって不動産鑑定士が参考にした実際の取引事例の具体的な所在地を示すものである。

これらの取引事例は、実際に私人間において行われた土地売買の例であり、これらの情報を公開した場合には、取引事例地の所在が明らかとなり、土地の登記事項証明書等と照合することにより取引事例地の土地の所有者が特

定され、しかも上記不動産鑑定評価書中の取引事例地の地積、取引時点、平米あたりの取引価格等が公開されていることから、いつ誰がいくらで取引事例地の土地を売買したかが容易に明らかにされ、売買当事者の経済状況（資産価値）を示す指標になり得ることとなる。また、それら取引事例地の土地の売買価格は、実施機関が主張するように、地価公示法に基づく公示価格や基準地の標準価格とは異なり、一般に公開されていないものである。

したがって、そこに記録された情報のうち、取引事例の所在地が判明し、個人が特定され得ることとなる情報については、本件条例第7条第1号にいう「個人に関する情報であって、……特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当すると判断される。

(3) 地権者の意見等、買取要望価格及び早期処分の理由

本件公文書(8)-8の から(8)-11の まで、及び(8)-12の から(8)-22の までの打ち合わせ・協議記録簿ないし報告事項の記録簿において公開しないとされた部分には、用地交渉に係る地権者の意見等（市の回答の部分で地権者の意見等が推測されるものを含む）のほか、地権者の買取要望価格及び早期処分を望む理由が記載されている。これらの情報は、特定の地権者を相手に行われた買収に至るまでの用地交渉の過程でなされた具体的なやり取りの内容を示すものであり、そのなかには地権者の意向や意見、要望、早期に処分をしたいと望む事情の表明などを含んでいる。

本件用地交渉は、特定の地権者との間で行われたものであり、すでに地権者の氏名は公開されていることから、公開しないとされた情報が、地権者自身の個人に関する情報であり、かつ、特定の個人が識別され得る情報であることも明らかである。しかも、地権者の意向や意見、要望、早期に処分をしたいと望む事情などについては、通常他人に知られたくないと容易に認められるものであるから、本件公文書(8)-8の から(8)-11の まで、及び(8)-12の から(8)-22の までの打ち合わせ・協議記録簿ないし報告事項の記録簿において、公開しないとされた部分に含まれる情報は、本件条例第7条第1号にいう「個人に関する情報であって、……特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当すると判断される。

4 本件条例第7条第2号の該当性について

(1) 自治会長印の印影

本件公文書(2)の のふれあい公園管理協定書において公開しないとされた部分は、当該公園管理協定の当事者となった4自治会の自治会長印の印影である。これらの印影は、4自治会と市とがふれあい公園の維持管理についての協定に合意したことを証するため、4自治会長が押印した自治会長印の印影であり、4自治会の意思を表示するものとして使用されたものである。このように、自治会長印はそれぞれの自治会の意思を証明するために使用されるものであって、それらの印影も、それぞれの自治会の内部管理情報として、それぞれの自治会が公開の可否及びその範囲を自ら決定

することができ、それを自己の意思によらないでみだりに他に公開又は公表されない権利ないし利益を有しているというべきであり、それぞれの自治会の意思によらないでその内部管理情報を公開又は公表することは、それぞれの自治会の権利その他正当な利益を明らかに害することとなる。

また、それらの自治会長印の印影は、本件条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことが明らかであるから、本件条例第7条第2号にいう「法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」に該当すると判断される。

(2) 法人の登記済印の印影及び不動産鑑定士の職印の印影

本件公文書(3)の の不動産鑑定評価委託契約書、(4)の の完了報告兼確認書、 の請求書、 の承諾書及び -1 の不動産鑑定評価書、(5)の の不動産鑑定評価委託契約書、(6)の の完了報告兼確認書から の承諾書までにおいて公開しないとされた部分、また、本件公文書(4)の -2 の不動産鑑定評価書及び(6)の -1 の不動産鑑定評価書において公開しないとされた部分は、いずれも法人の登記済印の印影又は不動産鑑定士の職印の印影である。

一般に、事業者が取引のために使用している印章及びその印影はいわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが認められ、これらの内部管理情報について、当該事業者は、公開の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に公開又は公表されない利益を有していることが認められているところである。したがって、事業者の意思によらないで事業者が取引のために使用している印章及びその印影が公開されることは、当該事業者の権利その他正当な利益を明らかに害するものというべきである。

上記各公文書において公開しないとされた法人の登記済印の印影は、不動産鑑定業を営む法人が登記所に登録した印章の印影であり、また、不動産鑑定士の職印の印影は、不動産の鑑定評価に関する法律第39条第2項の規定に基づき押印された印影である。これらの印影は、いずれも不動産鑑定評価書に押印されることによって、当該不動産鑑定評価が適正なものであることを証明するものであり、不動産鑑定業を営む法人にとっても、不動産鑑定士にとっても、業務遂行上重要な役割を果たしており、かつ、鑑定評価を依頼した者など限られた範囲で公開されているものであって、不特定多数の者に広く知られることを容認していたり、広く知られ得る状態においていたりするような事情も存在しない。

したがって、これらの印影は、当該法人又は不動産鑑定士の内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、当該法人や不動産鑑定士の意思によらないで公開されることは、当該法人や不動産鑑定士の権利その他正当な利益を明らかに害するものであり、本件条例第7条第2号にいう「法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより当該法人等の

権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

(3) 法人の振込先の銀行名・支店名・普通預金口座番号

本件公文書(4)の請求書において公開しないとされた部分には、本件土地の鑑定評価を請け負った不動産鑑定士事務所の振込先銀行名、支店名及び普通預金口座番号が記載されている。一般に、法人等の振込先金融機関名、預金種別、口座番号等は、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが認められ、これらの内部管理情報について、当該法人等は、公開の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に公開又は公表されない利益を有していることが認められているところであり、一般の飲食業者のように不特定多数の者に自らの口座番号等が広く知られることを容認し、広く知られ得る状態においているような特別な事情がない限り、法人等の口座番号等の情報は十分に保護されるべきであると考えられている。

本件において公開しないとされた不動産鑑定士事務所の振込先銀行名、支店名及び普通預金口座番号も、まさにそのような情報に該当するものであって、本件条例第7条第2号にいう「法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

5 本件条例第7条第6号イ及びオの該当性について

実施機関はまた、本件公文書(8)-8の から(8)-11の まで、(8)-12の から(8)-18の まで、及び(8)-20の から(8)-22の までの、いずれも記録簿に記載された地権者の意見等について、本件条例第7条第6号イ及びオにも該当する旨を主張するが、そこに記載された地権者の意見等は、すでに本件条例第7条第1号に定める非公開情報に該当することが明らかであり、非公開決定が妥当と判断されるので、本件条例第7条第6号イ及びオ該当性の有無の判断をまつまでもなく、非公開の決定は妥当であると判断する。

6 本件条例第9条に基づく裁量的公開の主張について

なお、異議申立人は、その異議申立書において、「市が適正に事業の執行を行っていることへの説明責任を果たす立場にあることに鑑みれば、このたび非公開の決定がされた情報は、まさしく公益上の理由によって公開されるべき情報であると考え」との主張をなしており、本件条例第9条に基づく裁量的公開を求めているようにも見受けられるが、本件部分公開決定において公開しないとされた部分に含まれる情報が本件条例第7条第1号又は第2号所定の非公開情報に該当することは、上記3及び4の考察によって明らかであり、かつ、異議申立人において、個人のプライバシーの権利や法人等の権利その他正当な利益を犠牲にしてもなお公開すべきいかなる公益上の利益があるのかについて具体的に立証がなされていないので、この点に関する異議申立人の主張も理由がないと判断せざるを得ない。

7 結論

以上のとおり、本件部分公開決定により公開しないとされた部分に記載された情報は、本件条例第7条第1号又は第2号本文に該当し、かつ、第2号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。よって、実施機関の行った本件部分公開決定は妥当であると判断し、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成19年 9月12日	実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。
平成19年 9月13日	処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。
平成19年 9月25日	処分庁から理由説明書が提出された。
平成19年 9月27日	異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。
平成19年10月17日	審査
平成19年10月29日	異議申立人から意見書提出及び口頭意見陳述をしない旨の口頭申出があった。
平成19年11月 1日	審査
平成19年11月27日	審査
平成19年12月19日	審査

平成19年12月19日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	右 崎 正 博
委 員	茅 沼 英 幸
委 員	近 藤 勲

異議申立てに係る非公開情報一覧

番号	小番号	文書名	非公開部分	非公開理由				
				1号	2号	6号		
						イ	オ	
1		御殿町ふれあい公園の用地取得に対する要望書について(報告)(平成14年4月5日決裁)	要望書	個人の印影				
			土地の買い受け要望書	個人の印影				
			土地の買い受け要望書	個人の印影				
			土地使用貸借契約書	個人の印影				
			土地使用貸借契約書	個人の印影				
2		(仮称)御殿町公園用地の取得について(伺い)(平成16年2月2日決裁)	要望書	個人の印影				
			土地の買い受け要望書	個人の印影				
			土地使用貸借契約書	個人の印影				
			土地使用貸借契約書	個人の印影				
			ふれあい公園管理協定書	自治会長印の印影				
			不動産鑑定評価委託契約書	法人の登記済印の印影				
3		土地鑑定評価の発注について(伺い)(平成16年2月26日決裁)	不動産鑑定評価委託契約書	法人の登記済印の印影				
			完了報告兼確認書	法人の登記済印の印影				
			請求書	法人の登記済印の印影				
			承諾書	法人の登記済印の印影				
4		土地鑑定評価額について(報告)(平成16年3月24日決裁)	請求書	法人の登記済印の印影				
			承諾書	法人の登記済印の印影				
			不動産鑑定評価書	法人の登記済印の印影				
			不動産鑑定評価書	不動産鑑定士の職印の印影				
5		土地鑑定評価の発注について(伺い)(平成18年3月3日決裁)	不動産鑑定評価委託契約書	法人の登記済印の印影				
			完了報告兼確認書	法人の登記済印の印影				
			完了報告兼確認書	法人の登記済印の印影				
			請求書	法人の登記済印の印影				
6		土地鑑定評価額の算定結果について(報告)(平成18年3月24日決裁)	請求明細	法人の登記済印の印影				
			承諾書	法人の登記済印の印影				
			不動産鑑定評価書	不動産鑑定士の職印の印影				
			不動産鑑定評価書	取引事例地の所在				
			不動産鑑定評価書	所在位置略図(2葉)				
			承諾書	法人の登記済印の印影				
7		(仮)御殿町公園用地の取得方針について(伺い)(平成18年8月8日決裁)	(仮称)御殿町公園用地売買契約に係る確認書	個人の印影				
			承諾書	法人の登記済印の印影				
8	8	打ち合わせ・協議記録簿(平成13年4月10日)	記録簿	地権者の意見等				
	9	打ち合わせ・協議記録簿(平成13年10月25日)	記録簿	地権者の意見等				
	10	打ち合わせ・協議記録簿(平成13年12月27日)	記録簿	地権者の意見等				
	11	打ち合わせ・協議記録簿(平成14年10月22日)	記録簿	地権者の意見等				
	12	打ち合わせ・協議記録簿(平成16年2月26日)	記録簿	地権者の意見等				
	13	打ち合わせ・協議記録簿(平成16年3月9日)	記録簿	地権者の意見等				
	14	報告事項(平成16年10月28日)	記録簿	地権者の意見等				
	15	報告事項(平成16年11月16日)	記録簿	地権者の意見等				
	16	報告事項(平成17年2月10日)	記録簿	地権者の意見等				
	17	報告事項(平成17年8月17日)	記録簿	地権者の意見等				
	18	報告事項(平成17年12月15日)	記録簿	地権者の意見等				
	19	報告事項(平成18年3月16日)	記録簿	地権者の買取要望価格				
	20	報告事項(平成18年4月10日)	記録簿	早期処分理由				
	21	報告事項(平成18年8月22日)	記録簿	地権者の意見等				
	22	報告事項(平成18年11月2日)	記録簿	地権者の意見等				
23		報告事項(平成18年12月7日)	(仮称)御殿町公園用地売買契約に係る確認書	個人の印影				
			同意書	個人の印影				
			土地売買に関する契約書	個人の印影				

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置された市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表14）。

表14 審議会委員 (平成20年3月31日現在)

氏名	備考
青木冷子	
神谷園江	
河内智子	会長
川俣薫	
塚田有祥	副会長
深野秀樹	
藤井マリ子	
星野和枝	
宮下毅	
村田奇一	

(五十音順)

2 審議会の開催状況

平成19年度は、審議会を2回開催しました。実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（市民課窓口及びリサイクルプラザにおける防犯等カメラ設置事務）について審議しました。

審議会の開催状況は、表15のとおりです。

表 1 5 審議会の開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長の選出 ・ 会議の公開及び録音について ・ 平成 1 8 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について ・ 個人情報取扱事務の各種届出について ・ その他
第 2 回	平成 2 0 年 3 月 3 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について

3 審議会答申

越情審議 第 5 号
平成20年3月31日

越谷市長 板川文夫様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 河内智子

本人以外収集・保有個人情報目的外利用等に関する
意見照会について（答申）

平成20年3月17日付け越環資第170号及び越環資第171号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号、第6条第4項ただし書及び第8条第3項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕
条例第10号

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
- (2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
 - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第 1 1 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第 1 2 条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して 6 0 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第 1 3 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して 6 0 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 1 4 条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの (以下「第三者」という。) に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の決定 (以下「公開決定」という。) に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書 (第 1 7 条及び第 1 8 条において「反対意見書」という。) を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第 1 5 条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して 3 0 日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第 1 6 条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第 17 条 公開決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第 19 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第 18 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第 19 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(公文書の管理)

第 20 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第 21 条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(審議会への意見聴取)

第 22 条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日(以下「特例適用日」という。)以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例(平成17年条例第1号)の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則(平成12年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則 (平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1件名につき200円
視聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕
〔条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなけ

ればならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。
(利用及び提供の制限)
- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第 1 3 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求 (以下「開示請求」という。) をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満 1 5 歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第 1 4 条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面 (以下「開示請求書」という。) を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 1 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 実施機関と国等 (国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。) との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報
(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報が該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しな

ればならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及

び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限)

第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
(審査会への諮問)

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。)又は訂正決定等(訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第 29 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者 (開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第 30 条 第 21 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定 (第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(実施機関に対する苦情の処理)

第 31 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

(事業者に対する苦情の処理)

第 32 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

(区域内の事業者等への支援)

第 33 条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会への意見聴取)

第 34 条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第 35 条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 36 条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)を除く。)の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の

際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平成19年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
048-963-9136（直通）
編集 越谷市情報公開センター

平成20年9月